

日本支援者支援学会 国際交流委員会規程

第1条（目的）

本規程は、日本支援者支援学会（以下「本会」という。）会則に基づき設置する国際交流委員会の組織および運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（設置）

本会の国際的発展および海外学術団体との連携を推進するため、理事会の下に国際交流委員会を置く。

第3条（任務）

国際交流委員会は、次の事項を所掌する。

1. 海外学会・研究機関との学術交流の企画立案
2. 国際学術協定（MOU等）の原案作成
3. 国際共同研究および国際シンポジウムの企画
4. 英文機関誌・国際広報戦略に関する提案
5. 留学生・海外研究者との交流促進事業の企画
6. 国際会議への参加支援制度の企画
7. 理事会から付託された国際関連事項

第4条（構成）

1. 国際交流委員会は、委員長1名、及び委員若干名（必要に応じて、副委員長1名）をもって構成する。
2. 委員長は理事の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3. 副委員長および委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
4. 必要に応じて、理事以外の会員または海外研究者を委員として委嘱することができる。
5. 会長は、オブザーバーとして出席することができる。

第5条（任期）

1. 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条（会議）

1. 国際交流委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 会議は、必要に応じて対面またはオンラインにより開催することができる。
3. 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
4. 議事は、出席委員の過半数をもって決する。

第7条（理事会との関係）

1. 国際交流委員会は、その活動内容および企画案を理事会に報告しなければならない。
2. 国際協定の締結、財政支出を伴う事業、学会を代表する公式見解の発出については、理事会の承認を要する。
3. 本委員会は、独自に契約締結権限を有しない。

第8条（ワーキンググループ）

1. 必要に応じて、特定地域（アジア、欧米等）または特定課題（国際誌創刊等）に関するワーキンググループを設置することができる。
2. ワーキンググループの設置は理事会に報告する。

第9条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

本規程は、2026年5月10日から施行する。